

令和8年度 国民健康保険税の計算方法

年税額 「医療分」、「支援金分」、「介護分」、「子ども分」の合計額です

	医療分 (全加入者)	支援金分 (全加入者)	介護分 (40～64歳)	子ども分 ^(注1) (全加入者)
所得割	8.43%	2.35%	2.50%	0.34%
均等割	21,000円/人	6,000円/人	7,900円/人	1,000円/人 ^(注2)
平等割	19,000円/世帯	5,000円/世帯	5,600円/世帯	880円/世帯

※所得割…[(加入者の前年中所得)-(基礎控除43万円)]×税率

加入者・該当者ごとに計算

※未就学児の均等割は、半額にして算定

(注1) 子ども・子育て支援制度の事業に必要な費用にあてる分(令和8年度～)

(注2) 18歳未満の被保険者は、10割軽減(未就学児は半額にした後に10割軽減)

18歳以上の被保険者は、50円/人を加算して1,050円/人

軽減① 所得水準に応じて「均等割」と「平等割」を軽減します

※世帯主と世帯内の全加入者が、前年中の所得を申告する必要があります

	世帯主と世帯内の全加入者の前年中の合計所得 ^(注3) が下記の金額以下
7割軽減	43万+[10万×(給与所得者等の数-1)] ^(注4)
5割軽減	43万+[10万×(給与所得者等の数-1)] ^(注4) + (31万×被保険者数)
2割軽減	43万+[10万×(給与所得者等の数-1)] ^(注4) + (57万×被保険者数)

(注3) 65歳以上のかたの公的年金所得は15万円を控除

(注4) 給与所得者等が2人以上の場合に加算

給与所得者等…前年中の給与収入が55万円超のかたと、公的年金の支給が60万円超(65歳以上は125万円超)のかた、もしくは両方に当てはまるかた

軽減② 下記条件に該当するかたも、国民健康保険税を軽減します

(1) 国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したかたが世帯にいる

⇒「軽減①」の判定の被保険者数に、移行したかたを含めます

⇨他状況に変更がなければ、移行前と同じ軽減を受けることができます

(2) (1)の移行によって、世帯内の国民健康保険加入者が1人になった

⇒平等割…加入月～5年目は半額、6年目～8年目は1/4減の額で算定します

(3) 会社などの健康保険から後期高齢者医療保険に移行したことで、

その被扶養者であったかたが国民健康保険に加入した

⇒所得割…免除されます

均等割・平等割…加入月～2年目は最大で半額の軽減

※「軽減①」と重複した場合、より軽減が大きいほうで算定



(4) 非自発的な理由で失業し、国民健康保険に加入した(要申請)

⇒所得割…失業月から翌年度末までは給与所得を30/100で算定します